平成２３年（フ）第１６３６号
千葉県市川市市川４丁目13番２―301号　シティ国府台
債務者　近藤　雅子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５５号
千葉県八千代市八千代台南３丁目９番15号　高木マンション201
債務者　久川　雅彦
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３００５号
愛知県東海市荒尾町勝山６番地の１　505号
債務者　宮島　マサ
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００号
北海道小樽市花園３丁目11番12号、前住所北海道小樽市新光３丁目11番407号　リーセント新光壱番館
債務者　裏野　敏男
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１９０号
仙台市若林区沖野６丁目36番26号　ラヴィリエＫＫ102
債務者　窪田志のぶ
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮城県塩竈市新浜町２丁目22番９号
債務者　小國　稔子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
宮城県多賀城市高橋４丁目18番８号　メイプルタウンＢ―202
債務者　鈴木はるえ（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
秋田市新屋栗田町21番５―411号
債務者　加藤夕架里（旧姓嵯峨）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７１号
秋田市山王中園町５―21　ダイアパレス中園町202号、住民票上の住所秋田市広面字糠塚74番地２
債務者　草薙　邦孝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７５号
秋田市泉菅野２丁目17番27号　ウエルビューいずみハウス
債務者　成田　　正
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
秋田市土崎港北７丁目５番76号
債務者　近藤寿祈広
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
茨城県日立市河原子町３丁目４番16―202号
債務者　安嶋　達也
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３８号
茨城県日立市桜川町４丁目17番６－３号
債務者　和地みゆき
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１１号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地124県営住宅６棟102号
債務者　三角　健司
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３４８号
茨城県坂東市内野山494番地
債務者　松本　茂男
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３４９号
茨城県坂東市内野山494番地
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５０号
茨城県坂東市内野山494番地
債務者　松本　和則
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５４号
茨城県結城市大字結城7034番地２
債務者　河野ふみ子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部